

消費生活 サポーター 通信

平成30年度
第1号

今月のテーマ

布団のリフォームに注意！

無料点検です。
カバーをあげます。



事例

「以前布団を買ってもらった者です。サービスの布団カバーを持ってきました。」と突然男性が訪ねてきた。玄関に入ると「使っている布団を無料点検させて」と言われたので布団を見せた。布団のリフォームをしつこく勧められ高額な契約をしてしまった。(80代女性)



羽毛が飛び
出ている。
作り直しま
しょう！

アドバイス

「無料で布団カバーを差し上げます」などと言って訪問してきた業者と高額な布団リフォームの契約をしてしまい困っているなどのトラブルの相談が県内の消費生活センターに寄せられています。

悪質業者に騙されないために

- 依頼していないのに突然訪問してくる業者は安易に家に入れない
- 「今だけ」「急いで」と言われてもその場で契約せず、家族などと相談する
- 「無料点検です」「無料で差し上げます」などの言葉には要注意！



早めにご相談ください



訪問販売で契約した場合、8日以内であればクーリング・オフ*ができます。また、重要な事項について事実と違うことを告げるなど、販売方法に問題がある場合は、8日の期間にかかわらず契約を取り消すことができます。おかしなと思ったら、早めに最寄りの消費生活センターにご相談ください。

*クーリング・オフ…契約後、頭を冷やして冷静に考え直す時間を消費者に与え、一定期間であれば無条件で契約を解除できる制度。

◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし ☎188 (お近くの消費生活センターにつながります)
青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (土日祝も相談受付中！)



青森県消費生活センター
マスコットキャラクター
デルミちゃん
☎(Tel. Me)